

平成28年8月3日

答申第724号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成25年度決算でNHK退職年金の受給者数(確定給付分)に代替する情報として用いた情報(年金の振込件数、振込金額等)」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程(以下、規程)第8条1項1号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、NHK退職年金の個別の受給額等人事に関する詳細な情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年8月3日(第241回審議委員会)

第737号諮問、審議、答申